

## ○ 警視庁警察通信対策委員会規程

昭和44年3月1日  
訓令甲第2号  
存続期間

- [沿革] 昭和 45年 3月 訓令甲第6号  
46年 9月 同第21号  
47年 4月 同第7号  
49年 4月 同第9号  
51年 3月 同第8号、12月同第26号  
52年 3月 同第7号、8月同第17号  
54年 3月 同第7号  
56年 4月 同第9号  
62年 3月 同第2号  
63年 1月 同第1号  
平成 元年 7月 同第19号、10月同第23号  
3年 1月 同第2号  
4年 2月 同第7号  
5年 2月 同第1号、3月同第7号  
12年 3月 同第9号  
13年 6月 同第24号  
14年 9月 同第38号  
15年 4月 同第18号  
16年 6月 同第19号  
17年 9月 同第24号  
23年 3月 同第3号  
24年 8月 同第19号  
29年 3月 同第12号  
令和 3年 3月 同第3号、9月同第20号  
4年 3月 同第12号  
5年 3月 同第7号  
6年 3月 同第6号改正  
7年 9月 同第30号

### (設置)

第1条 警視庁本部に、警視庁警察通信対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 委員会は、警察通信機材の改善、開発その他警察通信運用に関する諸対策について調査、研究を行ない、警察通信運用の充実強化を図ることを目的とする。

### (構成)

第3条 委員会に委員長、副委員長及び委員を置き、その構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 総務部長
- (2) 副委員長 装備課長
- (3) 委員 企画課長  
交通総務課長  
警備第一課長  
警備第二課長  
災害対策課長

第一機動隊長  
地域総務課長  
通信指令本部長  
第一自動車警ら隊長  
公安総務課長  
刑事総務課長  
生活安全総務課長  
第一方面本部長

2 委員長は、必要に応じ警察庁及び東京都警察通信部の職員その他必要と認める者を委員に委嘱することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(専門部会の設置)

第5条 委員会には、その下部組織として、次の専門部会を置く。

総務・警務通信専門部会  
交通通信専門部会  
警備通信専門部会  
地域警察通信専門部会  
公安通信専門部会  
刑事通信専門部会  
生活安全通信専門部会

2 専門部会は、警察通信の専門的事項について調査、研究を行ない、その結果を随時委員会に報告するものとする。

(専門部員)

第6条 専門部会には、専門部員を置く。専門部員には、関係所属の課長代理（これに準ずる者を含む。）をあて、その構成は別表のとおりとする。

2 委員長は、必要に応じ警察庁及び東京都警察通信部の職員その他必要と認める者を専門部員に委嘱することができる。

(委員会等の開催)

第7条 委員会は、委員長が必要により随時開催するものとする。

2 委員会は、副委員長が委員長の承認を得て随時開催するものとする。

(部長等の出席)

第8条 各部長及び参事官は、いつでも委員会の会議に出席して、意見を述べることができる。

(構成員以外の職員の出席等)

第9条 委員長は、必要ある場合は、委員又は専門部員以外の職員を委員会又は専門部会の会議に出席させることができる。

2 委員長は、必要があるときは、警察庁の職員その他部外の学識経験者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(研究結果の配置)

第10条 委員会は、警察通信機材の改善又は開発研究の結果に基づき、関係機関にその実現方を要請する等必要な措置を講ずるものとする。

(庶務)

第11条 委員会に関する庶務は、装備課（通信管理運用センター通信企画係）において処理するものとする。

(運営細目)

第12条 委員会の運営に関し必要な細部事項は、委員会が定めるものとする。

付 則

この訓令は、昭和44年3月1日から施行する。

## 別表

## 警視庁警察通信対策委員会専門部会構成表

部会別	構 成 員
総務・ 警務通 信専門 部 会	企 画 課 課長代理（庶務担当） 人 事 第 一 課 課長代理（庶務担当） 第 一 方 面 本 部 管理官 装 備 課 通信管理運用センター所長
交通通 信専門 部 会	交 通 総 務 課 課長代理（交通企画担当） 交 通 執 行 課 課長代理（執行担当） 第 一 交 通 機 動 隊 副隊長 高 速 道 路 交 通 警 察 隊 副隊長 第 一 方 面 本 部 管理官 装 備 課 通信管理運用センター所長
警備通 信専門 部 会	警 備 第 一 課 課長代理（警備現場担当） 警 備 第 二 課 課長代理（警備装備担当） 災 害 対 策 課 課長代理（災害対策担当） 警 衛 課 課長代理（第一警衛担当） 警 護 課 課長代理（第一警護担当） 第 一 機 動 隊 副隊長 航 空 隊 副隊長 第 一 方 面 本 部 管理官 装 備 課 通信管理運用センター所長
地域警 察通信 専門部 会	地 域 総 務 課 課長代理（地域企画担当） 〃 課長代理（機動警ら担当） 地 域 指 導 課 課長代理（実務指導担当） 通 信 指 令 本 部 指令計画課長 第 一 自 動 車 警 ら 隊 副隊長 鉄 道 警 察 隊 副隊長 第 一 方 面 本 部 管理官 装 備 課 通信管理運用センター所長
公安通 信専門 部 会	公 安 総 務 課 課長代理（公安企画担当） 公 安 第 一 課 課長代理（第一公安捜査担当） 公 安 第 二 課 課長代理（第一公安捜査担当） 公 安 第 三 課 課長代理（第一公安捜査担当） 外 事 第 一 課 課長代理（外事担当） 外 事 第 二 課 課長代理（アジア第一担当） 外 事 第 三 課 課長代理（北東アジア第一担当） 外 事 第 四 課 課長代理（国際テロ第一担当） サイバー攻撃対策センター 副所長（第一サイバー攻撃対策担当） 公 安 機 動 捜 査 隊 副隊長 第 一 方 面 本 部 管理官 装 備 課 通信管理運用センター所長
	刑 事 総 務 課 課長代理（庶務担当） 〃 刑事指導官2名 特 別 捜 査 課 課長代理（庶務担当） 捜 査 第 一 課 課長代理（第一特殊犯捜査担当） 捜 査 第 二 課 課長代理（第一知能犯捜査担当） 捜 査 第 三 課 課長代理（第一盗犯捜査担当）

<p>刑事通 信専門 部 会</p>	<p>犯罪収益対策課 国際犯罪対策課 暴力団対策課 薬物銃器対策課 捜査共助課 鑑識課 第一機動捜査隊 第一方面本部 装 備 課</p>	<p>課長代理（犯罪収益担当） 課長代理（第一国際犯罪対策担当） 課長代理（暴対管理担当） 課長代理（薬物銃器対策担当） 課長代理（第一捜査共助担当） 課長代理（第一現場鑑識担当） 副隊長 管理官 通信管理運用センター所長</p>
<p>生活安 全通信 専門部 会</p>	<p>生活安全総務課 人身安全対策課 生活経済課 生活環境課 保 安 課 少年育成課 少年事件課 サイバー犯罪対策課 生活安全特別捜査隊 第一方面本部 装 備 課</p>	<p>課長代理（庶務担当） 課長代理（人身安全管理担当） 課長代理（第一経済担当） 課長代理（第一環境等） 課長代理（保安担当） 課長代理（少年育成担当） 課長代理（少年事件指導担当） 課長代理（サイバー犯罪対策担当） 副隊長 管理官 通信管理運用センター所長</p>